

(様式第 1 号)

諏訪市補助金等交付規則第 4 条関係

補助金等取扱基準

| | |
|---------------------|---|
| 補助金等の名称 | 日赤奉仕団講習会補助金 |
| 補助事業等の目標 | 奉仕団の充実強化と人命尊重のため、救急法・家庭看護法・水上安全法・幼児安全法・AED（自動体外式除細動器）の使用方法等安全技術の普及を図る。 |
| 補助事業等の対象者 | 諏訪市赤十字奉仕団 |
| 補助対象経費 | 救急法・家庭看護法・水上安全法・幼児安全法・AED（自動体外式除細動器）の使用方法等の講習会に要した経費 |
| 補助金等の額及びその算定方法又は補助率 | 予算の範囲内において、24,000 円を上限とする。 【補助額が 5 万円未満、補助率が補助対象経費の 1/2 を超える場合の理由】 事業費 300 万の概ね 1%令和 2 年度 より（年額）24,000 円（それ以前 27,000 円） |
| 補助事業等の評価 | 補助事業者からの実績報告書をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。 |
| 補助事業等の開始時期 | — |
| 補助事業等の終了時期 | 【終期が 3 年を超える場合の理由】 奉仕団の充実強化と人命尊重のため、継続して補助する事が必要。 |
| 情報の公表の方法等 | 補助事業者、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。 |
| その他 | |
| 提出書類 | 諏訪市補助金等交付規則に定める様式は除く。 |
| 担当部署 | 諏訪市 健康福祉部 福祉介護課 福祉政策係 |

令和 2 年 3 月 16 日 一部改正（令和 2 年 4 月 1 日 施行）

令和 3 年 11 月 9 日 一部改正（令和 3 年 11 月 9 日 施行）

令和 8 年 3 月 23 日 一部改正（令和 8 年 4 月 1 日 施行）